

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目次

規則	一
特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民生活課)	一
告示	二
新たに生じた土地の確認の届出(周防大島町)(市町村課)	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)(環境政策課)	三
指定希少野生動植物種の指定(自然保護課)	七
救急病院でなくなった医療機関(医務課)	七
道路の区域の変更(道路整備課)	七
道路の供用の開始(道路整備課)	八
公告	九
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	九
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	〇
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	〇
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	一
教委告示	一
山口県指定有形文化財の指定	一
山口県指定有形文化財の追加指定	一
山口県指定無形文化財の保持者の追加認定	一
漁業法第六十七条第一項の規定による指示	二
収用委公告	二
公示送達	二
雑報	二
県報の正誤(昭和五十七年三月二十五日山口県規則第八号)	三

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十六号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年山口県規則第一百一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「山口県環境生活部県民生活課」の下に「、特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する県民局(当該特定非営利活動法人の事務所の所在地が一の県民局の所管区域内のみである場合に限る。)」を加える。

第十六条中「第一号、第三号及び第四号に掲げる書類」を「当該書類」に改め、「佐波郡、吉敷郡(阿知須町を除く。)」及び第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、同条に次の一項を加える。

2 知事に提出する次に掲げる書類は、正副四通とする。ただし、当該書類に係る特定非営利活動法人の事務所の所在地が一の県民局の所管区域内のみである場合以外の場合の当該書類については、正副三通とする。

- 一 第四条第二項の規定により添付する書類
- 二 法第二十九条第一項の規定により提出する書類
- 三 第十二条の二第二項の規定により添付する書類
- 第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(書類の經由)
第十六条 法又はこの規則の規定により知事に提出する書類(知事を経由して提出する書類を含む。)は、当該書類に係る特定非営利活動法人の事務所の所在地(法第二十五

条第六項の規定による届出(法第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るものに限る。)に係る書類にあつては、当該書類に係る特定非営利活動法人の変更前の事務所の所在地)が一の県民局の所管区域内のみである場合にあつては、当該所在地を所管する県民局長を経由して提出しなければならない。

附則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。



山口県告示第九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、周防大島町長から周防大島町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年三月十日確認した旨の届出があった。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

大島郡周防大島町大字浮島字本浦一〇三から同大字上ノ山六九に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から16の地点までを順次結んだ線、16の地点と17の地点を結ぶ平成八年春分の満潮位（D. L. + 三・三五メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と江ノ浦防波堤との境界線及び1の地点と17の地点を結ぶ満潮位における公有水面と江ノ浦護岸との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地六、九九〇・一八平方メートル

- 1の地点 浮島漁港江ノ浦防波堤基部に設置した基準点（北緯三三度五六分四二秒東 経一三二度二分〇一秒）から一三五度三二分一八九・六一メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一三七度〇六分四〇・〇三メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一三五度五八分四・七〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から五六度三七分三・一四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一三七度一〇分四五・九五メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一三六度二〇分三・一四メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一三七度〇九分二〇・一一メートルの地点
- 8の地点 7の地点から五六度〇九分一・〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一三七度一七分四・六一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一三四度五五分一・〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一三七度一六分二七・八三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一三五度〇七分二九・一一メートルの地点
- 13の地点 12の地点から四五度一二分一・〇〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一三五度〇二分四・六二メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一三三度二八分一・〇〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一三五度二七分三六・九一メートルの地点

17の地点 16の地点から四二度三〇分三八・九一メートルの地点

大島郡周防大島町大字日前字白鳥二〇四二の四及び二〇四三の四に沿接する堤地先公有水面で、次の1の地点から10の地点までを順次結んだ線、10の地点と11の地点を結ぶ平成十年秋分の満潮位（D. L. + 三・五二メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と4号防波堤との境界線、11の地点から13の地点までを順次結んだ線及び1の地点と13の地点を結ぶ満潮位における公有水面と日前東護岸との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地二、五五〇・二九平方メートル

- 1の地点 大島郡周防大島町大字土居字飛瀬島の飛瀬島三等三角点（北緯三三度五五分三八・四七〇秒東 経一三二度一八分三八・〇三四秒）から一二一度一六分一、二〇五・〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一二度二五分三五・〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一二度二五分一・〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一二度二五分八・九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一二度二五分二九・二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一二度二五分三・一メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一二度二五分〇・九メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一二度二五分〇・七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一二度二五分三・一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一二度二五分六九・三メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一二度二五分九・三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一二度二八分一一・四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一五四度二三分三・一メートルの地点

大島郡周防大島町大字棕野字天満崎一八五一の一七から同大字新三町田一八六五の二六までに沿接する道路に沿接する堤地先公有水面で、次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ平成十六年八月二十日付け指令港湾第二二号の六でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 三・三六メートル）、7の地点と8の地点を結ぶ昭和三十五年十月一日付け指令港湾第七三九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 三・六〇メートル）、8の地点から10の地点までを順次結ぶ平成十三年秋分の満潮位（D. L. + 二・九〇メートル）における公有水面と砂防堤との境界線及び1の地点と10の地点を結んだ線に囲まれ

た区域の公有水面埋立地五、八〇五・六五平方メートル

- 1の地点 大島郡周防大島町大字東三浦字田尻三等三角点(北緯三三度五七分四七・六二〇秒東経一三三度二分五四・四二五秒)から一六度二〇分五七秒九四五・二九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から九四度二四分三九秒一七・八八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一八四度二四分三九秒〇・六〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九四度三三分〇五秒一六一・四三メートルの地点
- 5の地点 4の地点から四度三一分三六秒〇・六〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から九四度三一分三六秒一〇・五三メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一八四度三一分三六秒二九・九五メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二七四度二八分〇四秒一九五・八八メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一六度四六分一八秒五・八九メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二七四度四一分四五秒〇・八七メートルの地点

山口県告示第九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年三月三十一日から同年四月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場
所 在 地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法
	能 力 (m^3 /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	
二七-I	一〇	平成一八、 六、一	平成一八、 七、二〇	平成一八、 八、一
備考	「二七-I」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する過施設をいう。			
		連 続	間 隔	一 日 当 た の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
		二 四 時 間		変 動 な し

No. 12	No. 11	No. 10	No. 9	No. 8	No. 7	No. 6	No. 5	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値																																																					
													通 常	最 大																																																				
排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)																																															
"	八	七・五	"	八	"	八・二	"	八	"	八・二	八	八	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大																														
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八・六	五・六	三・七	五・一	三・八	"	二	六・四	一・〇	五・六	"	一〇・八	"	"	"	〇・八	〇・七	〇・八	〇・三	"	〇・五	〇・二	〇・三	〇・四	"	〇・六	〇・四	〇・七	〇・〇・八	〇・〇・四	〇・〇・一	"	〇・〇・三	〇・〇・九	"	〇・〇・五	〇・〇・四	"	〇・〇・三	〇・〇・一	〇・一五	〇・一三	〇・一九	"	〇・〇・四	〇・一八	"	〇・〇・五	〇・〇・四	"	〇・〇・五	〇・〇・七	〇・〇・九	〇・一七	六・二四〇	七・二〇〇
六・二四〇	二、四〇〇	七二〇	四八〇	八〇〇	二〇二、六四五	二、四〇〇	一七、三六〇	三六〇	四〇八、〇〇〇	二五、一七八	五八五、六一八	七三〇、四六九	六・二四〇	二、四〇〇	七二〇	四八〇	二〇七、五九六	三、六〇〇	二四、八〇〇	四八〇	五二八、〇〇〇	三三四、一八八	七三〇、四六九	七二〇	七二	七五																																								

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	
二七―イ	一	二	七二
二七―イ	二	九	七五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No.13	排水口	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・七	一・五	〇・〇六	〇・一	四 三 〇	六 〇 〇
-------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	-----	------	-----	-------------	-------------

山口県告示第九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年三月三十一日から同年四月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 協和醸酵工業株式会社

住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 協和醸酵工業株式会社宇部工場

所在地 宇部市大字藤曲二五四八番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 力	構 造		使 用 の 方 法	
		工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日	使用時間 隔 間
四七一口 (二基)	($\frac{\text{kl}}{\text{時}}$) 四、二四	平成一八、 四、二四	平成一八、 六、三〇	平成一八、 七、一	連 続 七 時 間
四七一口	($\frac{\text{m}^3}{\text{時}}$)	"	"	"	変 動 な し

備考 「四七一口」及び「四七一口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び分離施設をいう。

最終中和槽	排水処理施設		中和処理施設		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)											
	処理前	処理後	処理前	処理後			通 常	最 大	最 小		最 大										
	九、五	〃	〃	八、六	三	水素イオン濃度 (水素指数)	九、九	三、三	二、〇	二、五	二	二、四	三、八	〇・七	一・九	六、九	八、三	五	六、九	八、八	五
	〃	〃	〃	七	三	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	油類 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	リン (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

最終中和槽	排水処理施設	中和処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
〃	〃	製鉄筋コンクリート	〃	〃	七、四〇〇〇	中 和	中 和 連 続	二 四 時 間 変 動 な し	(既 設)		

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	最 小	
四七―八	〃	〃	〃	二、五〇〇
四七―口 (二基)	七・五	九、六	二、〇	二、〇〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の 通常最大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m³)		
									通常	最大	
八・五	七	九・五	九・五	一九・九	二〇	二五	二四	〇・七	〇・一五	七、六〇〇	三七、六〇〇
九・六	九・五	九・五	九・五	三三	二〇	二五	三八	〇・七	〇・四	六九、八三五	六九、八八五
九・五	九・五	九・五	九・五	三〇	八	二	五	〇・一五	〇・四	七、六〇〇	三七、六〇〇
九・五	九・五	九・五	九・五	三〇	八	二	五	〇・一五	〇・四	七、六〇〇	三七、六〇〇

処理後

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

山口県告示第百九十二号

山口県希少野生動物植物種保護条例(平成十七年山口県条例第八号)第五条第一項の規定により、指定希少野生動物植物種を次のとおり指定する。

平成十八年三月三十一日

- キビヒトリシズカ(センリョウ科)
- ホンバナコバイモ(ユリ科)

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百九十四号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成十八年三月三十一日

- 名称 山陽小野田市立山陽市民病院
- 所在地 山陽小野田市大字厚狭五〇三
- 山口県知事 二井 関成

山口県告示第百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

- 道路の種類 県道
- 路線名 新南陽日原線
- 道路の区域

山口県知事 二井 関成

区	間	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
周南市大字大道理字堂ノ上四八一の一 一地从先から 同市同大字字小原三七四の六地先まで				最狭 二八・八 最広 二八・八	三三八・五	道路改良工事の完了による。
				最狭 一五・五 最広 一五・五	三三八・五	
				敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

- 道路の種類 県道
- 路線名 光柳井線
- 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

道路の種類	道路線名	道路の区域	区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
道路の種類 道路線名 道路の区域	県道 迫田篠目停車場線		阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 一四・〇三	五五・〇	県道引谷篠目線の道路の区域
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 一五・〇三	五五・〇	県道引谷篠目線の道路の区域
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 一六・〇〇	四五・〇	一般国道九号の道路の区域(重用)
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 一七・〇〇	五五・〇	ダブルウェイ
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 一八・〇〇	四五・〇	一般国道九号の道路の区域(重用)
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 一九・〇〇	三九・三〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 二〇・〇〇	二八・四〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 二一・〇〇	一〇二・〇	県道引谷篠目線の道路の区域
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 二二・〇〇	一〇二・〇	県道引谷篠目線の道路の区域
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 二三・〇〇	一〇二・〇	県道引谷篠目線の道路の区域
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 二四・〇〇	一〇二・〇	県道引谷篠目線の道路の区域
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 二五・〇〇	一〇二・〇	県道引谷篠目線の道路の区域
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 二六・〇〇	一〇二・〇	県道引谷篠目線の道路の区域
			阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 二七・〇〇	一〇二・〇	県道引谷篠目線の道路の区域
阿武郡阿東町大字篠目字迫二二七三	同郡阿東町大字篠目字迫二二七三	新	最狭 二八・〇〇	一〇二・〇	県道引谷篠目線の道路の区域			
					旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
					旧	最狭 一三・四五	一一七・〇	
					新	最狭 一四・〇六	二九三・八	道路改良工事の完了による
					旧	最狭 一三・六〇	二九三・八	
					新	最狭 一四・〇六	二九三・八	
					旧	最狭 一三・六〇	二九三・八	
					新	最狭 一四・〇六	二九三・八	
					旧	最狭 一三・六〇	二九三・八	
					新	最狭 一四・〇六	二九三・八	

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
新南陽日原線 同市同大字小原三三四の六地先まで	同市同大字大道理字堂ノ上四八一の一地先から	平成十八年四月一日

山口県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類	道路線名	道路の区域	区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
道路の種類 道路線名 道路の区域	県道 引谷篠目線		阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五一・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五一・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五二・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五三・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五四・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五五・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五六・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五七・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五八・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 五九・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 六〇・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 六一・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 六二・〇五	六〇二・〇	
			阿武郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	同郡阿東町大字篠目字馬入道一〇	新	最狭 六三・〇五	六〇二・〇	
					旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
					旧	最狭 一六・〇〇	一四五・〇	
					新	最狭 一七・〇〇	二二五・〇	終点の変更による。県道迫田篠目停車場線の道路の区域(重用)
					旧	最狭 一六・〇〇	一四五・〇	
					新	最狭 一七・〇〇	二二五・〇	
					旧	最狭 一六・〇〇	一四五・〇	
					新	最狭 一七・〇〇	二二五・〇	
					旧	最狭 一六・〇〇	一四五・〇	
					新	最狭 一七・〇〇	二二五・〇	

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
光柳井線道	光市光井四丁目一九八一の二地先から同市大字光井字瀬戸五四九の一地先まで	平成十八年四月一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 迫田篠目停車場線	阿武郡阿東町大字篠目字迫二四二一の五地先から同郡同町同大字字窪二〇四の一地先まで	平成十八年三月三十一日



(一八七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年三月三十一日から同年七月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク南浜店
 所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五
 所 代表者の氏名 光井 一彦
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	鈴木 正勝	光井 一彦
----------------------	-------	-------

- 四 届出年月日
平成十八年三月十七日
- 五 変更年月日
平成十五年六月二十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク南浜店
 所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五
 所 代表者の氏名 光井 一彦
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	イズミ南浜店	アルク南浜店

- 四 届出年月日
平成十八年三月十七日
- 五 変更年月日
平成十八年一月十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク南浜店
 所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五
 所 代表者の氏名 光井 一彦
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称											変更に係る事項	変更前	変更後			
	株式会社イズミ	株式会社山口フジカラー	株式会社大黒屋製菓本舗	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	山口テレコム株式会社	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久				株式会社丸久		
届出年月日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日	平成十八年三月十七日
変更年月日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社イズミ	株式会社山口フジカラー	株式会社大黒屋製菓本舗	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	山口テレコム株式会社	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社イズミ	株式会社山口フジカラー	株式会社大黒屋製菓本舗	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	山口テレコム株式会社	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久
変更前	株式会社イズミ	株式会社山口フジカラー	株式会社大黒屋製菓本舗	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	山口テレコム株式会社	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久
変更後	株式会社イズミ	株式会社山口フジカラー	株式会社大黒屋製菓本舗	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	山口テレコム株式会社	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久

四 届出年月日
平成十八年三月十七日
変更年月日
平成十八年三月二十三日

(一八八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年三月三十一日から同年七月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク南浜店
所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 宇部マテリアルス株式会社 宇部市大字小串一九八五
所 代表者の氏名 光井 一彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	変更前	変更後
変更前	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	午後九時一五分から午後十一時一五分まで	午後八時から午後九時一五分まで
変更後	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	午後九時一五分から午後十一時一五分まで	午後八時から午後九時一五分まで
変更前	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	午後九時一五分から午後十一時一五分まで	午後八時から午後九時一五分まで
変更後	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	株式会社丸久	株式会社竹田園芸	午後九時一五分から午後十一時一五分まで	午後八時から午後九時一五分まで

四 届出年月日
平成十八年三月十七日
変更年月日
平成十八年三月二十三日

(一八九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十一月十八日山口県公告(六一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり防

府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年三月三十一日から同年五月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ルルサス防府
所在地 防府市栄町一丁目三三
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(一九〇) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容
市町村名 岩国市
施行地区 野口地区
事業の種類 農道の整備
- 二 縦覧の期間
平成十八年四月三日から同月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課



山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

名	称	員数	所在の場所	所有者
剣 宝剣拵 付 天文五年剣拵注文		一 一 通 口	山口市大内御堀四一〇	宗 教 法 人 興 隆 寺

山口県教育委員会告示第三号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、山口県指定有形文化財西園寺(昭和五十七年山口県教育委員会告示第一号)に、次の有形文化財を追加して指定する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

名	称	員数	所在の場所	所有者
付 棟札		一 枚	長門市仙崎二一八の一	宗 教 法 人 西 園 寺

山口県教育委員会告示第四号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第二十六条第五項の規定により、次の者を山口県指定有形文化財秋焼の保持者として追加認定する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

氏名	岡田 裕	雅号	裕	生年月日	昭和二十一年三月二十三日	住所	萩市大字椿東四八九三の二
----	------	----	---	------	--------------	----	--------------



山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成十八年三月三十一日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 山根勝法

一 指示の内容

殻長三センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第五十条第一項の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

二 適用海域

山口県瀬戸内海海区

三 指示の有効期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで



公告

公示送達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により次の一

に掲げる者に送達すべき次の二に掲げる書類を山口県収用委員会(山口市滝町一番一号郵便番号七五三一八五〇一 山口県土木建築部用地課内)において保管しているの
で、申出があればいつでも交付します。

平成十八年三月三十一日

山口県収用委員会会長 小川 莊 六

一 送達を受けるべき者

下関市小月公園町四番三六号

秋重 豊

下関市山の田北町二番一一四〇一号

伊藤 洋子

宇部市居能町三丁目一番九号

田中 邦子

宇部市居能町三丁目一番九号

田中 勝也

宇部市大字際波二七七番地の一

増山ひとみ

宇部市大字船木一六四三番地二一

野村 富夫

山口市芝崎町二番二一〇二号

平野 元彦

山陽小野田市大字厚狭一五八番地

亀田ツネ子

山陽小野田市大字厚狭二九七番地の一

平野 敏彦

山陽小野田市大字厚狭二九七番地の一

平野 雅之

山陽小野田市大字山川六七〇番地の一

入口 憲雄

千葉県松戸市牧の原四三五番地の一

亀田 直人

東京都文京区千駄木三丁目四番一一号

上原 昭裕

東京都江東区南砂三丁目二番四号

高津 敏重

東京都目黒区駒場一丁目四二番一〇号

藤田 啓子

東京都渋谷区初台二丁目七番一八号

戸井 朗人

東京都武蔵村山市学園三丁目九五番地の二

内野 歩

東京都武蔵村山市学園三丁目九五番地の二

内野 勝通

川崎市高津区上作延三四〇番地

尚 陽子

神奈川県大和市大和南二丁目一一番二号

梶浦 政幸

三重県津市高茶屋小森町一七〇〇番地一九

坂本 照子

京都市伏見区向島津田町二番地二

田中 希

京都市伏見区向島津田町二番地二

田中 要

大阪府門真市大倉町三番八号

中島 陽子

神戸市東灘区御影塚町四丁目七番一〇号

三宅 元嗣

神戸市東灘区住吉東町四丁目三番二〇号

胡中 久枝

神戸市東灘区住吉東町四丁目三番二〇号

久保 高章

神戸市長田区長田町三丁目二番一九一九〇一

山本あすか

神戸市中央区磯上通五丁目一番一三一九一三

古屋喜美子

兵庫県尼崎市塚口町三丁目五番地の三

橋本 貢

島根県出雲市大津町五五二番地三

門脇 真実

愛媛県東温市志津川一一五三番地

中島 和郎

福岡市博多区神屋町六番二一五〇三号

仲田 肇

福岡市南区高宮四丁目一番二三号

池本 次子

佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲六六番地三

高津美奈絵

山陽小野田市大字厚狭字荒草五四番一の土地の所有者

西山由利子

三宅恵利子

濱本 勇治

中島 洋助

山口 健一

齋藤 輝雄

波多野敬三

佐々木萬兵衛の相続人

金子ヒサの相続人

枝村喜一の相続人

大津谷光藏の相続人

田邊重一の相続人

梅野夕キの相続人

二 送達すべき書類

平成十八年二月二十二日付け裁決書



正 誤

昭和五十七年三月二十五日山口県規則第八号(山口県自然海浜保全地区条例施行規則)

平成十八年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

二	ページ
下	段
左から 八から	行
海洋汚染及び海上の災害の防止に 関する法律	誤
海洋汚染及び海上災害の防止に 関する法律	正